第1章 職業訓練基準の見直し

第1節 職業訓練基準の改正

1-1 職業訓練基準に関する法律及び省令

(1)職業訓練の基準は、職業能力開発促進法及び職業能力開発促進法施行規則、同施行規則別表第二~第七に定められている。ただし、各自治体が行う職業訓練については、地域ニーズ等を勘案し、弾力的に実施できることとしている。

別表第二は、主要な産業分野に関する普通課程の訓練科を実施するにあたっての標準的な内容を示すとともに訓練を実施する際の最低限の内容を示している。別表第二で定める訓練時間は、総訓練時間の約6割であり、残り4割の時間については、地域ニーズや産業ニーズ等を勘案し、訓練実施者が自由に教科等の設定をすることができる。普通課程の訓練期間は、原則として中学校卒業者等を対象とする場合は二年(2,800時間)、高等学校卒業者等を対象とする場合は一年(1,400時間)である。訓練科の名称は、修了証等の証明書類の交付においては別表で定める訓練科名を使用する必要があるが、これ以外、例えば募集等においては任意の訓練科名(愛称)を使用することができる。別表に基づく訓練を修了し、かつ技能照査に合格することで技能士補が付与される。

職業能力開発促進法 (職業訓練の基準)

- 第十九条 公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準 として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労 働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、普通職業訓練 又は高度職業訓練を行うものとする。
- 2 前項の訓練課程の区分は、厚生労働省令で定める。
- 3 都道府県又は市町村が第一項の規定により条例を定めるに当たつては、公共職業能力開発施設における訓練生の数については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- (2) **表1-1** は職業能力開発促進法にもとづく職業訓練の種類と概要である。大きくは普通職業訓練と高度職業訓練に分けられる。実施主体は①都道府県及び市町村、②認定職業訓練を行う企業、団体、③国(高齢・障害・求職者雇用支援機構)である。その数は、短期課程まで含めると全国で膨大な数となる。①の職業訓練については各自治体が職業訓練の実施に係る条例を策定し自治体がこれに従って実施できることとなっている。国が示す職業訓練基準は、自治体が条例を策定す

る際の標準となるものであると同時に訓練の核をなすものであり不断の見直しが 求められている。

表1-1 職業訓練の種類と概要

		女・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 170-24
職業訓 練の種 類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間
普通職業訓練	普通 課程	中学校卒業者または高等学校卒 業者等に対して、将来多様な技 能・知識を有する労働者となる ために必要な基礎的な技能・知 識を習得させるための長期間の 課程	高等学校卒業者等1年 総訓練時間1,400時間以上 中学校卒業者等2年 総訓練時間2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能(高度の技能を除く)・知識を習得させるための短期間の課程	6月(訓練の対象となる技能等によっては1年)以下総訓練時間12時間以上(管理監督者コースにあっては、10時間以上)
	専門課程	高等学校卒業者等に対して、将 来職業に必要な高度の技能・知 識を有する労働者となるために 必要な基礎的な技能・知識を習 得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等2年 総訓練時間2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
高度職 業訓練	応用 課程	専門課程修了者等に対して、将 来職業に必要な高度で専門的か つ応用的な技能・知識を有する 労働者となるために必要な技 能・知識を習得させるための長 期間の課程	専門課程修了者等2年 総訓練時間2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	専門 短期 課程	在職労働者等に対して、職業に 必要な高度の技能・知識を習得 させるための短期間の課程 在職労働者等に対して、職業に	6月(訓練の対象となる技能等によっては1年)以下 総訓練時間12時間以上 1年以下
	応用 短期 課程	在職労働省等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	総訓練時間 60 時間以上

1-2 学校教育と職業訓練

職業能力開発促進法第3条の2によれば、「職業訓練は、学校教育法による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連の下に行われなければならない」としている。ここでいう「学校」とは、学校教育法による小・中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学である。専修学校、各種学校は、学校教育に類する教育を行うものとされている。職業訓練は、大きく普通職業訓練と高度職業訓練に分けられる。

表1-2は、学校制度と職業訓練制度を対比したものである。このほか、「将来的に質の高い職業訓練指導員となり得る人材の育成」を目的とした総合課程(特定専門課程 +特定応用課程)が平成24年度から職業能力開発総合大学校で新たに開始された。

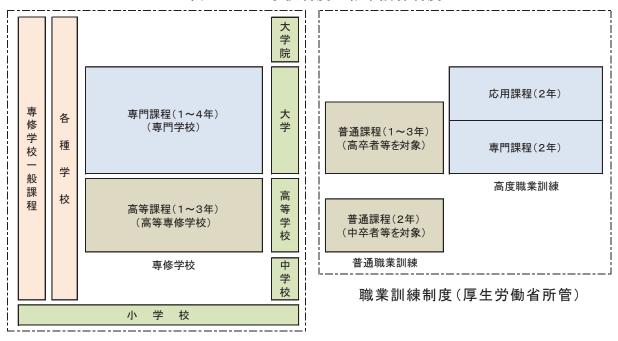


表 1 - 2 学校制度と職業訓練制度

学校制度(文部科学省所管)

1-3 職業訓練制度の変遷

職業訓練制度は、**表1-3**に示すように幾多の改正による変遷を経てきている。 昭和53年の改正では、それまでの法律(基準)に沿った「法定訓練」から、法律(基準)に準じた「準則訓練」に変更となった。いわゆる職業訓練の弾力化である。これに伴い、普通訓練課程の教科、訓練期間、設備等については「最低限必要なもの」から「標準として示すもの」となった。現在の職業訓練制度のベースは、平成4年に制定されたものである。

	職業訓練法昭和44年制定(法定訓練)							
区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称					
養	専修訓練課程	1年(中卒者等)	専修職業訓練校					
成訓	高等訓練課程第Ⅰ類	2年(中卒者等)	(総合)高等職業訓練校					
練	高等訓練課程第Ⅱ類	1年(高卒者等)	(秘口/向守戦未训殊仪					

表1-3 職業訓練制度の変遷

	職業訓練法 昭和49年制定(法定訓練)								
区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称						
	専修訓練課程	1年(中卒者等)	専修職業訓練校						
養	高等訓練課程第I類	2年(中卒者等)	(《人) 古笠映 类别结拉						
成訓	高等訓練課程第Ⅱ類	1年(高卒者等)	(総合)高等職業訓練校						
練	専門訓練課程 (旧特別高等訓練課程専門)	2年(高卒者等)	職業訓練短期大学校 (旧職業訓練大学校付属短期学部)						

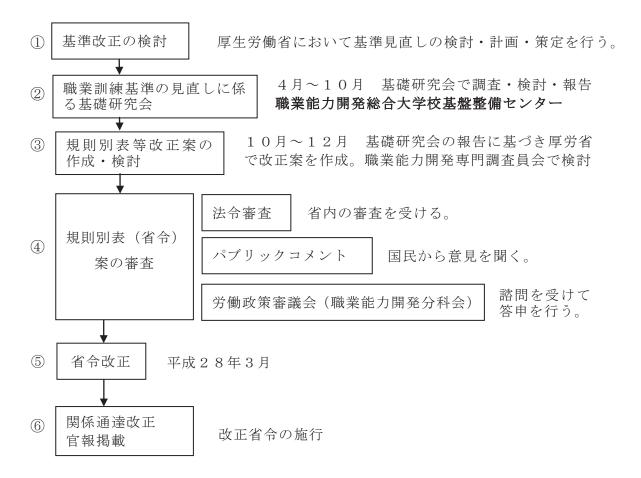
	職業訓練法 昭和53年制定(準則訓練)								
区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称						
養	普通訓練課程第Ⅰ類	2年(中卒者等)	職業訓練校						
成訓	普通訓練課程第Ⅱ類	1年(高卒者等)	14以未训练仪						
練	専門訓練課程	2年(高卒者等)	職業訓練短期大学校						

	職業能力開発促進法 平成4年制定(準則訓練)								
区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称						
普通 職業 訓練	普通課程	1~3年(中卒者等は2年)	職業能力開発校						
高度職業訓練	専門課程	2年(高卒者等)	職業能力開発短期大学校						

	職業能力開発促進法 平成11年制定(準則訓練)								
区分	訓練課程	期間	施設名称						
普通 職業 訓練	普通課程	1~3年(中卒者等は2年)	職業能力開発校						
高度職業	専門課程	2年(高卒者等)	職業能力開発短期大学校						
訓練	応用課程	2年(専門課程卒等)	職業能力開発大学校						

1-4 職業訓練基準改正の流れ

厚生労働省設置法第九条の規定では、法律または省令改正等の重要事項については「労働政策審議会」において審議することが定められている。厚生労働省(厚労省)は、「労働政策審議会」で職業訓練基準の省令改正について審議する際に事前の調査が必要なことから厚生労働省職業能力開発局の下に「職業能力開発専門調査員会(専門調査員会)」を設置することとしている。また、職業能力開発総合大学校(職業大)の基盤整備センターでは、厚生労働省の求めに応じ訓練基準の見直しに関連した諸々の調査研究を行うとともに「訓練基準の見直し提案」に関する報告書を専門調査員会に提出することとしている。そのため、基盤整備センターに「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会(以下基礎研究会)」を立ち上げ訓練基準の見直しについて検討を行ってきたところである。その後、基礎研究会による報告書等を参考に専門調査員会で審議が行われ訓練基準の改正案が作成されたところである。この改正案は労働政策審議会での審議を経て平成28年3月をもって省令改正の運びとなる。以下、基準改正までの流れを示す。



なお、訓練基準の細目(教科、設備、技能照査)については職業能力開発総合大学校 基盤整備センターのホームページに掲載している。

第2節 普通職業訓練について

2-1 普通課程と短期課程

普通職業訓練には普通課程と短期課程がある。普通課程は「職業に必要な<u>基礎的な技能・知識</u>」を習得させるため、中学校又は高等学校卒業者等を対象にした訓練課程である。**表1-4**は、普通課程として設定している訓練科144科の一覧であるが設置(実施)されていない訓練科も多い。144科のうち約1/3は設置科がない。 '年'は高等学校卒業者等を対象とした場合の訓練期間を表す。中学校卒業者等を対象とする場合は原則として2年である。**表1-5**は、設置されている訓練科の数を多い順に並べたものである。木造建築科が一番多いことがわかる。

表1-4 普通課程の訓練科一覧 (144科) は今年度の見直し対象科

大分類	中分類	訓練系	科no. 訓練科名	年	改正年度
1 農林	1 農林	1 園芸サービス系	1 園芸科	1	
			2 造園科	1	H26
		2 森林系	3 森林環境保全科	1	
2 金属•機械	1 金属	2 金属材料系	4 鉄鋼科	1	
			5 鋳造科	1	
			6 鍛造科	1	
			7 熱処理科	1	
		3 金属加工系	8 塑性加工科	1	
			9 溶接科	1	
			10 構造物鉄工科	1	
		4 金属表面処理系	11 めつき科	1	
			12 陽極酸化処理科	1	
	2 機械	5 機械系	13 機械加工科	1	
			14 精密加工科	1	
			15 機械製図科	1	
			16 機械技術科	1	
		13 精密機器系	36 時計修理科	1	
			37 光学ガラス加工科	1	
			38 光学機器製造科	1	
			39 計測機器製造科	1	H25
			40 理化学器械製造科	1	
		43 義肢•装具系	118 義肢•装具科	1	
	3 機械保全	14 製材機械系	41 製材機械整備科	1	
		15 機械整備系	42 内燃機関整備科	1	
			43 建設機械整備科	1	
			44 農業機械整備科	1	
		16 縫製機械系	45 縫製機械整備科	1	
	4 運輸	8 第一種自動車系	28 自動車製造科	1	
			29 自動車整備科	1	
		9 第二種自動車系	30 自動車整備科	2	
			31 自動車車体整備科	2	
		10 航空機系	32 航空機製造科	1	
			33 航空機整備科	1	
		11 鉄道車両系	34 鉄道車両製造科	1	
		12 船舶系	35 造船科	1	
	5 制御	54 メカトロニクス系	138 メカトロニクス科	2	

大分類	中分類	訓練系	科no. 訓練科名 4	年	改正年度
3 電気・電子	1 設備・機器	6 電気・電子系		1	
			18 電気通信設備科	1	
			19 電子機器科	1	
			20 電気機器科	1	
				1	
	2 電力	7 電力系		1	
				1	
				1	
		•••••		1	
			27 電気設備管理科	1	
	3 通信	44 通信系		2	
	4 制御			1	
A 6440H 6440H 生川口					
4 繊維・繊維製品	1	17 製織系		1	
			17 190100000	1	
	1.5 de 1	18 染色系	77011	1	
	2 縫製	19 アパレル系		1	
				1	
			51 洋服科	1	
			52 縫製科	1	H27
		20 裁縫系	53 和裁科	1	ΠΖ/
				1	
	3 帆布	21 帆布製品系		1	
5 非金属加工	1 木材	22 木材加工系		1	
~ > >		22 71 10 MH 21		1	
			58 工業包装科	1	
	2 紙	23 紙加工系	==	1	
				1	
	4 レザー			-	
	4レサー	26 レザー加工系		1	
	- 1>-	1	00 七级是11	1	
	5 ガラス	27 ガラス加工系	The state of the s	1	
	6 窯業	28 窯業製品系		1	
			- F-3 RAM HI 200 ACT 1	1	
	7 石	29 石材系		1	
	8 工芸	40 工芸系		1	
			108 竹工芸科	1	
			109 漆器科	1	
			110 貴金属・宝石科	1	
				1	
6 デザイン	1 印刷	24 印刷 製本系		1	
		11.774 9511.705		1	
		•••••	- 411 1 - 1	1	
	2 塗装	41 塗装系		1	
				- <u>-</u>	
				- 	
	っ <i>デザハ</i> ・	42 デザム・を			
	3 デザイン	42 デザイン系		1	
			116 工業デザイン科	1	
	4 E =	42 尼吉子	111 10 11 11	1	H26
- ^ -	4 写真	47 写真系	1-1 35011	1	
7.食品	1.食品	30.食品加工系		1	
				1	
				1	
			73 水産加工科	1	
				1	
	2 調理	51 調理系		1	
				1	
				1	
			100 11/T/17*±17*	•	

大分類	中分類	訓練系	科no.	訓練科名	年	改正年度
8 建築·土木	1 躯体施工	31 建築施工系	75	木造建築科	1	
			76	枠組壁建築科	1	
			77	とび科	11	
			78	鉄筋コンクリート施工科	1	
				プレハブ建築科	1	
				建築設計科	1	
	2 外装施工	32 建築外装系		屋根施工科	11	
				スレート施工科	11	
				建築板金科	11	
			84	防水施工科	1	
				サッシ・ガラス施工科	1	
	3 内装施工	33 建築内装系	86	<u> </u>	1]
			87	インテリア・サービス科	1	
			88	床仕上施工科	11	H24
				表具科	1	ļ
	4 仕上げ施	34 建築仕上系		左官・タイル施工科	1]
				<u>築炉科</u>	11	
			92	ブロック施工科	1	
				熱絶縁施工科	1	
	5 設備	35 設備施工系	94	<u>冷凍空調設備科</u>	1]
			95	配管科	1	
			96	住宅設備機器科	1	
		37 設備管理・運転系	100	ビル管理科	11	
				ボイラー運転科	1	
	6 土木	36 土木系	97	さく井科	11	
				土木施工科	1	
			99	測量•設計科	1	
9 運搬機械運転		38 揚重運搬機械運転系		クレーン運転科	1]
			103	建設機械運転科	11	H25
				港湾荷役科	1	
10 化学		39 化学系	105	化学分析科	11	
				公害検査科	1	
11 サービス	1 オフィス	45 オフィスビジネス系	120	電話交換科	11	
			121	経理事務科	1	
				一般事務科	1	ļ
			123	OA事務科	1]
				貿易事務科	1	<u> </u>
	2 流通	46 流通ビジネス系		ショップマネジメント科	1	H26
				流通マネジメント科	1	''20
	3 対人	48 社会福祉系		介護サービス科	2	ļ
		49 理容•美容系		理容科	2	
				美容科	2	
		50 接客サービス系		ホテル・旅館・レストラン	1	ļ
				観光ビジネス科	1	
	4 装飾	53 装飾系		フラワー装飾科	1	
12 医療		52 保健医療系		臨床検査科	3	
13 情報·通信		55 第一種情報処理系		OAシステム科	11	
				ソフトウェア管理科	1	
				データベース管理科	1	H27
		56 第二種情報処理系		プログラム設計科	2	/
				システム設計科	2	
			144	データベース設計科	2	

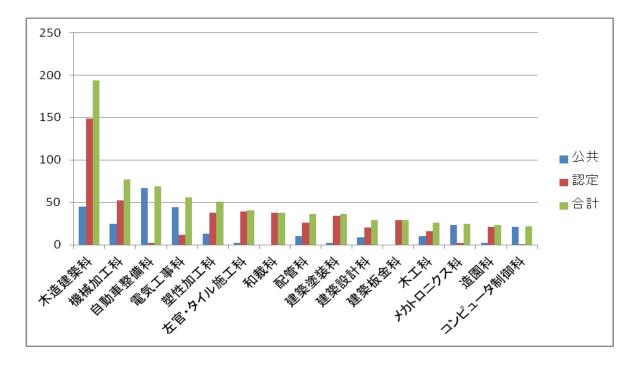


表1-5 設置科が多い訓練科

普通課程は主に都道府県の職業能力開発校(以下、公共校)または認定職業訓練校(以下、認定校)で実施されている。国(高齢・障害・求職者雇用支援機構)では、名古屋と大阪の職業能力開発促進センターに普通課程の港湾荷役科を設置している。訓練時間は中学校卒業者等にあっては、二年2,800時間(50分を1時間とする)以上、高等学校卒業者等にあっては一年1,400時間以上としている。受講料については、各都道府県で定める額としている。一般的には、都道府県立の高等学校授業料とほぼ同じ程度としているが、無料としているところもある。

普通課程には、高等学校卒業者等を対象とした場合、訓練期間一年の溶接科、機械科、電気科等の他、訓練期間二年のメカトロニクス科、第二種自動車整備科、システム設計科等がある。この他、設置している施設はないが訓練期間三年の臨床検査科もある。一方、訓練期間一年の訓練科であっても二年に延長して実施している場合が多い。表1-6は、都道府県立の職業能力開発校における高等学校卒業者等を対象とした訓練科数の割合である。ただし、高卒者二年の割合の中には、第二種自動車整備科等のように延長ではなく基準上二年の訓練科も含まれる。高等学校卒業者等を対象とする訓練科においては、2年訓練で実施しているところの方が多い。中学校卒業者等を対象として実施している訓練科の割合は普通課程全体の約5%弱である。大手企業が運営する認定校の中には、中学校卒業者等を対象に訓練期間を三年に延長するとともに高等学校の通信制を併用し工業高等学校の卒業資格を取得しているところもある。

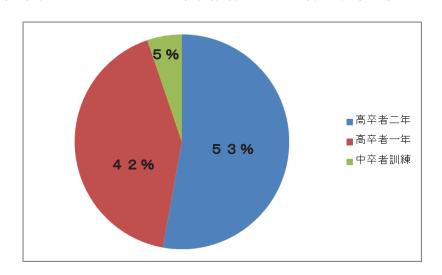


表1-6 高卒者一年・二年及び中卒者訓練の比率(都道府県立職業能力開発校)

運営費、施設・設備費については、訓練基準の別表第二に沿った訓練科(教科、設備、訓練時間等)であれば、都道府県立の場合、国から1/2が補助される。

短期課程は、12時間以上6ヶ月(実施が困難な場合は1年)以下の訓練期間としている。離転職者を対象とした3ヶ月、6ヶ月コースの他、在職者を対象とした12時間以上の訓練(セミナー)も短期課程として位置付けられている。短期課程の訓練基準は定められていない場合が多いが、雇用情勢や訓練ニーズに柔軟に対応できるため、都道府県をはじめ、国(高齢・障害・求職者雇用支援機構)においても積極的に実施されている。

2-2 認定職業訓練

事業主または事業主の団体等(以下 事業主等)が行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合して行われているものは、都道府県知事の認定を受けることができる(法的根拠:職業能力開発促進法第十三条、第二十四条)。認定を受けている事業主の中には日本を代表する大企業も含まれるが、その多くは中小企業である。中小企業の事業主等が認定職業訓練を行う場合、国や都道府県が定める補助要件を満たせば、国及び都道府県からその訓練経費等の一部につき補助金を受けることができる。たとえば、施設の運営費や施設・設備費については、国から1/3、都道府県から1/3を上限とする補助金を受けることができる。そのほか、技能照査を実施し、合格すれば技能検定の学科が免除されること、職業訓練指導員の免許を取得する場合に有利に取り扱われること等のメリットもある。認定職業訓練には、個々の事業主が単独で行うものといくつかの事業主が共同で行うもの等がある。現在、全国で1,131(休校中を含む。)の認定校があり2,837科(短期課程を含む)が設置されている。訓練生は、約21万7千人(短期課程21万人を含む。)となっている。

2-3 別表第二(厚生労働省令)

表1-7に職業訓練基準の例として別表第二(電気工事科の例)を示す。電気工事科では、総訓練時間1,400時間の約6割にあたる840時間を訓練基準として定めている。教科については、教科名と大くくりの時間数を示している。また、設備については、教室や実習場、電気工事用機械類、器工具類等を示すにとどめている。そのため、教科別の時間数や内容(細目)、設備の具体的な名称、数量等は通達や基準の細目で示すこととしている。

表1-7 別表第二(電気工事科の例)

電気·電子分	野口					
訓系	東科	訓練の対象となる技能及びこ	教科	訓練期間及び		設備
訓練系	専攻科	れに関する知識の範囲		訓練時間	種別	名称
七 電力系	電気工事科			訓練期間	建物その他	教室
				一年	の工作物	実習場
				訓練時間		
				総時間	機械	電気工事用機械類
				一、四〇〇	その他	器工具類
						計測器類
						製図器及び製図用具類
						教材類
		発変電設備、送配電設備及	一 系基礎	三九〇		
		び建築電気設備の取扱いに	1 学科			
		おける基礎的な技能並びにこ	① 自動制御概論			
		れに関する知識	② 生産工学概論			
			③ 電気理論			
			④ 電気材料			
			⑤ 電力工学			
			⑥ 電気機器			
			⑦ 製図			
			⑧ 測定法及び試験法			
			⑨ 安全衛生			
			⑩ 関係法規		1	
			2 実技	0		
			① 電気基本実習			
			② コンピュータ操作基本実習			
			③ 安全衛生作業法		1	
		建築電気設備の工事におけ	二 専攻	-to		
		る技能及びこれに関する知	1 学科			
		識	① 電気応用			
			② 設計図・施工図			
			③ 電気工事			
			2 実技	-to		
			① 電気機器制御実習			
			② 電気工事実習			
			(,	/ (J

各教科の時間、細目 は通達で定める。 (表1-8を参照)

設備の名称や数量は 通達で定める。 (表1-9を参照)

2-4 職業訓練基準の細目(通達)

(1) 教科の細目

表1-8は、電気工事科の教科の細目である。黒字は別表第二で規定された個所である。青字は通達として定めている個所である。基礎研究会では、主に青字で示された各教科の時間や教科の細目について見直しが必要かどうか検討を行った。その結果、必要があれば黒字の科目名や合計時間についても見直しの提案を行うこととした。

表1-8 教科の細目(電気工事科)

訓		i	練		科	電力系電	元工事科						
教		科(の	科	目	訓練時間	 教 科	ø	細	目			
	1	自動制御	概論			20	制御理論、制御方式と特徴						
	2					20	場と組織、工程管理、作業研究、品質管理						
	3	電気理論				120	電気磁気学、回路理論、電気通信概論						
	4	電気材料				20	電気材料の種類、性質及び用途						
系基	5	電力工学				20	電力系統の構成、建築電気設備の概要、環境対	策、エネルギーの有	京 効利用				
礎学	6	電気機器 60 発電機、電動機、変圧器、パワーエレクトロニクス機器											
科	7	製図	製図 30 製図一般、電気製図										
	8	測定法及	び試験	試験法 20 計測一般、電気計測、機器試験									
	9	安全衛生 20 産業安全及び労働衛生、安全衛生管理の実際、安全衛生関係法規の概要、具体的災害防止対策											
	10	関係法規				60	電気事業法、その他関連法規						
		系基礎学	科合計			390							
系	1	電気基本	実習			60	計測一般、電気回路の組立て計測、電線の取扱し	ハ、器工具の使用流	去、機器試験				
基礎	2	コンピュー	タ操作	基本実習		30	コンピュータの操作、アプリケーションソフトの利用						
実技	3	安全衛生	作業法			20	全衛生作業、救急処置						
12		系基礎実	技合計			110							
	1	電気応用				20	照明・電熱とその応用、電力応用						
専攻	2	設計図・旅	拖工図			50	平面図、結線図、施工図、設計・積算の概要						
学科	3	電気工事				100	建築設備の概要、建築電気設備、電気工事材料	、電気工事用器工具	具、各種施工法、接地、検査方法				
		専攻学科	원취스計 170										
	1	1 電気機器制御実習 50 制御機器の取扱、シーケンス制御、制御回路図、制御配線											
専攻実技	2	電気工事	実習				電気工事用器工具の使用方法、電気工事材料の 備工事、接地工事検査方法、保守、管理	取扱、各種施工法	、電灯配線工事、動力配線工事、通信	言設			
		専攻実技	合計			170							

職業能力開発総合大学校 基盤整備センターのホームページを参照

(2) 設備の細目

表1-9は、電気工事科の設備の細目である。黒字は別表第二で規定された個所である。青字は通達として定めている個所である。これらの面積あるいは台数等は、国から補助を受ける際の算定基準となる。実習場の面積が高等学校卒業者等(200㎡/30人)と中学校卒業者等(280㎡/30人)でそれぞれ異なる。これは、学歴による違いではなく訓練期間が高等学校卒業者等は一年(一学年)、中学校卒業者等は二年(二学年)の違いによるものである。

表1-9 設備の細目(電気工事科)

訓練科	専攻科	設備の細目	力 ¥r		1	41	· 므	
訓練系	导以科	種別	名称	摘要	高等学场	<u> </u>	<u>:量</u> 中学校本	2
							30人を1訓	
								練単位とし
							て訓練を行	
					う場合	う場合	う場合	う場合
7 電力系	電気工事科	建物その他	教室		60 m ²	100 m²	60 m ²	100 n
		の工作物	実習場		200 m ²	280 m ²	280 m ²	330 n
			電気工事実習場		200 m²	300 m²	300 m²	400 n
			高電圧実習場		33 m ²	33 m²	33 m ²	33 n
			制御実験室		30 m ²	40 m ²	30 m²	40 r
			測定実習場		50 m ²	50 m²	50 m ²	50 r
			パソコン実習場		40 m ²	68 m i	40 m ²	68 r
			工具室		17 m ²	23 m ²	20 m ²	25 r
			更衣室		15 m ²	22 m²	25 m²	38 r
			倉庫		20 m²		33 m ²	43 r
		機械	実習用高圧受変電設	標準形	1 式		1 式	1 3
			備 キュービクル	単相20KVA 三相45KVA	1 式	2 式	2 式	4 5
			太陽光発電システム	模擬屋根等含む	1 式		1 式	1 5
			実習用家屋	50㎡	1 式	1 式	1 式	1 3
			耐圧試験設備	50KVA(油試験可能)	1 式	1 式	1 式	1 3
			自動制御実験装置	液面制御、圧力制御、温度制御等				
				有接点及び無接点(制御盤模型、センサー及			1 式	8
			シーケンス回路実験装置	び負荷、付属品等を含む。)				
			半導体及び回路実験 装置	パネル展開方式	1 式	1 式	1 式	1 :
			火災報知器実験装置	パネル展開方式	1 式	1 式	1 式	1 :
			ろう電警報器実験装置	パネル展開方式	1 式	1 式	1 式	1
			直流電源装置	シリコン、サイリスタ	1 式	1 式	1 式	1 :
			回路計		30 台		30 台	50
			検電器	高圧用、低圧用	5 台		5 台	8
			漏電遮断器テスタ	Indiana (1) C. Provincia (1)	2 台		2 台	2
			乾燥器	三相200V10KW	1 台	1 台	1 台	1 1
			+67% HII	以下省略				•
		その他	(器工具類)		1			
		(0)	電線接続用工具類		必要数	必要数	必要数	必要
			根球技術用工具類 線及び工事用工具類		必要数	必要数	必要数	必要
			管工事用工具類			必要数		必要
			建柱用工具類		必要数		必要数	必要
					必要数	必要数	必要数	
			活線作業用工具類		必要数	必要数	必要数	必要
			(計測器類)		N are skil.	No and state	N THE SELL	N ===
			計測器類 (製図器及び製図用具		必要数	必要数	必要数	必要
			類) 製図器及び製図用具		必要数	必要数	必要数	必要
			類		少女奴	必安奴	必安奴	必女
			(教材類)					
	1		模型等		必要数	必要数	必要数	必要

(3) 技能照査の細目

表1-10は、電気工事科の技能照査の細目である。教科の細目に沿ったものであり、技能照査試験を行う際の実施範囲を示している。学科の場合は「・・・について知っていること」、実技の場合は「・・・ができること」の表記で記述している。特に重要である項目については、「よく知っている」、「よくできる」としている。この違いについては、次のとおりである。

1) 学科の到達水準

- ①「・・・についてよく知っていること」⇒詳細かつ正確な知識として知っていなければならない事項。
- ②「・・・について知っていること」⇒正確でなければならないが、その概要を知識として知っていなければならない事項。

2) 実技の到達水準

- ①「・・・がよくできること」⇒作業の段取り、手順等については、上司又は指導員の細かな指示を受けなくても、自らの判断によって作業が遂行できる程度に習得していなければならない作業要素。
- ②「・・・ができること」⇒作業の段取り、手順等について上司又は指導員 の指示、説明等を受けることによって作業の遂行が可能であるか、又は 熟練者の補助的な作業を遂行できる程度に習得していなければならない 作業要素。

表 1 - 10 技能照査の細目例(電気工事科)

双ITIO 技能照宜の和日例(电気工事件)					
訓練科		電力系電気工事科			
		学科	実技		
系基礎	1	生産工学について知っていること。	一	1	測定試験及び計測機の調節ができること。
	2	自動制御について知っていること。		2	パーソナルコンピュータを使うことができること。
	3	電気理論についてよく知っていること。		3	基本的なプログラミングができること。
	4	計測器の種類、構造及び使用法についてよく知っていること。		4	安全作業及び衛生作業ができること。
	5	電気製図についてよく知っていること。		5	電気回路の組立て及び試験ができること。
	6	電気材料及び機械材料の種類、性質及び用途についてよく知っていること。			
		以下省略			
専攻	1	電気工事用材料の種類、構造及び用途について 知っていること。	専攻	1	1 内線工事、外線工事及び接地工事がよくできること。 と。 シーケンス制御の基本回路の組立て・配線作業が よくできること。
	2	建築構造及び建築設備について知っていること。		2	
	3	内線工事、外線工事及び接地工事についてよく知っ ていること。			
	4	照明及び電熱についてよく知っていること。			
		以下省略			